

一般社団法人 日本歯科理工学会
学術賞授賞内規

(趣旨)

第1条 本内規は、本会表彰規程に基づき、本会の学術分野において顕著な功績を挙げ、若手研究者の育成に貢献している研究者を表彰するために定める。

(応募資格)

第2条 応募資格は次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 10年以上の本会会員歴を有する者。
- (2) 過去5年間に日本歯科理工学会誌またはDental Materials Journalに3報以上の論文が掲載（共著含む）された者。
- (3) 日本歯科理工学会学術講演会において発表している者。
- (4) Dental Materials Senior AdviserまたはDental Materials Adviserである者。
- (5) 教授の職にない者。
- (6) 本賞の受賞歴がない者。

(応募)

第3条 応募方法は、本賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の議を経て常任理事会で決定し、機関誌及びホームページ上で公開する。応募者は公開された所定の手続きに従って応募するものとする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、常任理事会の議を経て理事長が委嘱した本会会員若干名の委員で構成する。

- 2 選考委員会に委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は理事の中から常任理事会の議を経て理事長が委嘱し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長に事故ある時、その職務を代行する。
- 5 委員及び委員長の任期は2年とする。

(選考)

第5条 選考委員会は年1回行う。選考は、応募資格に加えて、応募者が提出した業績集等を資料とし、次の各項の基準に照らし合わせて行う。委員長は、選考結果に選考理由を添えて理事長に報告する。

- (1) 歯科理工学の後進の育成に貢献していること。
- (2) 歯科理工学分野において先導的・開拓的な研究業績をあげた者で、歯科材料または生体材料の進歩発達に寄与する有益な研究業績があること。

(表彰等)

第6条 本賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を機関誌に発表する。

(改廃)

第3条 本内規の改廃は、常任理事会の審議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本内規は、平成 25 年 4 月 12 日より施行する。
- 2 本内規は、平成 30 年 4 月 13 日一部改正施行する。
- 3 本内規は、令和元年 10 月 4 日に一部改正施行する。